

広島地方裁判所委員会（第48回）議事概要

第1 開催日時

令和5年6月8日（木）午後2時30分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 岡田和美、岡田純一郎、小野裕之、川下吾一、嶋治美帆子、高本孝、
田村耕一、戸町奈緒子、藤川和俊、茗荷浩志、村越一浩、吉岡茂之（敬
称略 五十音順）

[説明者] 日野浩一郎（広島地方裁判所判事）、小川貴紀（広島地方裁判所判
事）

[事務担当者] 山本事務局長、横田事務局次長、富永民事首席書記官、中垣刑
事首席書記官、古川総務課長、牧浦総務課長補佐

第4 議事（発言者：■委員長、●委員、◆説明者・事務担当者）

1 前回のテーマに関するその後の取組について

事務局から、前回のテーマ「調停制度について」のその後の取組として別紙
1のとおり報告した。

2 議事「若い人たちに裁判を身近に感じてもらう取組について」

事務局から取組の実情を、説明者から講師として取組に参加したときの反応
や感想などを紹介した上で、別紙2のとおり、意見交換が行われた。

3 次回期日及びテーマ等について

令和6年1月26日（金）午後2時30分から、「裁判所職員の採用広報」
について意見交換することとした。

(別紙1)

◆： インターネットやSNSを活用して一般の人に広く周知してはどうかとの御意見については、最高裁においてY o u T u b eの公式チャンネルを設けており、手続を説明したり、裁判所の役割を説明したりする等の様々な動画が掲載されていることから、今後活用することを検討していきたいと考えています。

次に、訴訟や調停などの様々な手続についてメリット、デメリットを比較して案内してはどうかとの御意見については、最高裁が作成した「初めて簡易裁判所を利用される方のために」というパンフレットにおいて、訴訟や調停など様々な手続の概要が記載されているので、こちらを積極的に活用して説明することを、担当者と認識を共有しています。

最後に、調停制度の運用の実情を弁護士が把握すれば利用が増えるのではないかとの御意見については、チラシの作成や説明会の開催などを通じて弁護士に運用の実情を知ってもらえないか検討しています。

以 上

(別紙2)

●： 仮に18歳の高校生が裁判員に選ばれた場合、授業について補習とかしてもらう制度はあるのでしょうか。

◆： 学校の補習については、文部科学省から、裁判員等として出頭した場合は指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」として取り扱うことがないように、また、裁判員等として生徒が出頭したことに伴い、学習に著しい遅れが生じることがないように、必要に応じて補習の実施等の措置を講じるよう、各学校にお願いをしているようです。

●： 出前講座について、現時点では公立高校への働きかけを行っていますが、残念ながら私立高校へは働きかけを行うことはできていないとのことなので、ぜひ私立高校への働きかけを検討していただきたいと思います。

■： 講師として参加した経験を踏まえて、実際に行って実施するのと、オンラインで実施するのとでは違いはあるのでしょうか。

◆： オンラインで講師を経験した他の裁判官によると、オンラインは多くの人数に同時に発信できるというメリットはあるが、質疑応答など双方向のやり取りは、人数が多くなればなるほどやりにくいこと、こちらの話した内容がどの程度伝わっているのかが図り難いというデメリットがあるのではないかと聞いています。

●： 裁判員裁判のときに、内輪もめで後で殺人になったとかいった場合に、若い人たちがどこまで分かるのだろうか、判断できるのだろうか、ということが気になります。

◆： 裁判員裁判が終わったときに裁判所が行っているアンケートの結果によると、全体の十数%ぐらいが20代の人になります。

若い方が参加する際に本人が不安に思っていること等については、ほかの年代の方と特段変わらず、自分にはそんな難しい判断はできないのではないかと、大体同じような不安の抱き方だろうと思います。裁判員裁判においては、年齢を重ねても人の体験などは様々なので、あなた自身の経験で法廷に出てきた証拠を見て、議論をすれば大丈夫ですよ、と説明しています。

そして、それぞれその場面で自分が思ったこと考えたことを言ってもらい、それを受けてほかの方もまた意見を言う、その話の中で理解を深め、さらに意見を言うという作業が繰り返され、いろいろと考えを深めて意見が出てくるというのが実情かと考えています。

この作業の中で若い方が意見を言えない、意見の内容がおかしい、ということを感じたことはありません。若い方も実際に参加すれば、ほかの年代と基本的にはそんなに変わらない形で役割を果たしていけるのだらうと思っています。

■： 社会経験があったほうがいいんじゃないかと思われる事件を想定しての質問ではないかと思うのですが、実際に協議とかをやっていて世代間での一定数の意見の質の差というのは感じられますか。

◆： 私がこれまで経験した範囲でいうと、世代の差というよりはそれぞれの人の環境などの違い、性格の違いなどのほうが大きいかと感じています。

●： 裁判員制度が始まったときは非常に話題性もあって、選ばれた際に会社にもどのように説明するのか、会社もどのような対応をすべきなのか、社内でもいろいろ話題になったと記憶していますが、最近では、正直遠い話題になっていたなと感じています。ですので、18歳に下がったこのタイミングで全世代に対して改めて裁

判員制度をもう一度周知したほうがいいのではないかと感じました。

若い方に興味・関心を持ってもらうためにどうするかについては、個人的にはキャリア教育と関連してくるのかなと思いました。私は採用担当をしていた時期がありました。職業選択をする中で、自分自身が知っている職種しか就職先の対象にならないというケースがあるなど感じています。

その意味では、いきなり裁判ではなくて、中高生の段階で高校進学・大学進学を決める節目のときに、職業として何かもう少し身近に感じてもらえるような取組があるといいのかなと感じました。

●：新しい学習指導要領が施行され、その中で公民科に新しい科目「公共」が設けられました。「公共」では、法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などにつつまして、しっかり高校生に対して教育がなされることになっています。

今の子供たちの様子を見ていても、自分たちの力で世の中を変えていくという意識、自分たちが社会の中に参加していく、自分たちの力で何かをするという意識がまだ低い状態であると感じます。

また、各校では、ICTを活用した、情報やデータを扱う授業などもあり、非常に教育内容が充実してきている一方で、たくさんの内容を取り扱うために、それらを学校全体のカリキュラムの中で、どの順番でどのように子供たちにしっかり落とし込んでいくかを検討しているというのが現状です。

出前講座や裁判員制度説明会の認知度を上げる方法ということで言うと、3点あると思います。まず、周知の時期を次年度のカリキュラムを作成するタイミング、10月ぐらいに行うといいのではないかと思います。

次に、推進役となる教職員に対する研修というのも有効ではないかと考えます。教職員が研修で得た内容を共有することで、取組が進むのではないかと考えています。

また、広島県内の校長が集まって様々な教育課題について情報交換、研究する場面がありますが、そのような場面で話をしていただき、それを継続的に行っていたことで認知度を上げていくことが必要と感じました。

もう1点が、オンラインで出前講座や裁判員制度説明会を行うというのは、遠隔地の学校の生徒が参加できる点で非常に良いと思っています。その上で、工夫する方法として、例えば裁判官の方は、裁判所から配信されている場面で、現地の学校に別のスタッフの方がいてくださって、連携してうまくファシリテーションすることで非常に効果が上がると思います。例えば、受け取る側の生徒の様子などを、裁判官に伝えるとともに、裁判官の話がよく理解されたかどうかを現地で確認することができればより良いと感じました。

●： 講座に取り組もうと思わせるチラシの作り方の工夫についてですが、これが教員向けのものなのか、生徒個々に向けて出すものなのか、対象が誰なのかということを確認していただくと良いかと思います。

●： 消費者行政においても、成年年齢の引下げというのは大きな変化であり、社会経験の少ない18歳、19歳の若者たちの未成年取消権がなくなるため、トラブルが増えることが懸念されていました。そこで、予算を確保して、プロポーザルで民間から提案をいただくなどして、広報を行いました。

また、学習指導要領が改訂され、高等学校では教育の中でしっかりとやっていただけのことになったのですが、その後の大学生や若者たちにどうやって情報を届けるかという課題もあり、県内の全ての大学と専門学校に消費者トラブルに関するリーフレットを送る取組も行ってきました。

裁判員には、誰でも選ばれる可能性があるので、まずは認知を高めるため、こちらから広く積極的に働きかける方法もあるのではないかと思います。

実際に、若者向けということで、T w i t t e rとかI n s t a g r a m、T i

k T o k で動画などを配信し、ホームページに誘導したところ、ホームページの閲覧数が7倍ぐらいに増やすことができました。

さらに、広報のターゲットとして若者に接する周囲の大人という観点もあるのではないかと思います。具体的には、若者が悩みを相談するであろう学校・大学、行政の様々な相談窓口など、周囲の大人の認識を高めるということも1つ大事な取組なのではないかと感じています。

●： 広島弁護士会では、法教育委員会を設けて積極的に法教育に取り組んでいます。この委員会は主に5つの活動、具体的には、講師派遣、職場体験学習、法廷傍聴セミナー、ジュニアロースクール（課題を与えて検討してもらい、模擬裁判を専門家がやって有罪か無罪かを検討してもらいという取組）、高校生模擬裁判選手権 i n 広島、を行っています。その中で、傍聴セミナーのアンケートで、裁判を傍聴するには必ず傍聴券があると思っていた人が62%いるとの結果が出ており、宣伝がうまくいっていないのかなと思っています。先程委員の話の中で、司法参加の意味を高校生に教える必要があるという話がありました。自分が参加することによって社会が変わる、自分が裁判員として関与することで何かが変わるんだということの動機づけにもう少し重点を置いて、取り組んでいくことで、またちょっと変わってくるのかなと思いました。

●： 検察庁でもいろんな取組をしまして、法務省でもY o u T u b eをやっています。また、どうやったら検事になれるのか、法務省のホームページでやっているのですが、お話を聞いていて、どのくらい周知されているのかなと思いました。広島地方検察庁で主体的にやっているものとして夏季教員研修プログラムがあります。これは毎年やっていて、昨年で16回になります。小中校の教員の皆さんを対象に大体10名の参加者を募って、1日で、検察庁の施設見学や裁判所での法廷見学、検察官・裁判官・弁護士からそれぞれの仕事内容などの話をさせていただきます。

す。去年は少年鑑別所の方から心理学の観点からお話もいただきました。若者の周りにいる大人の皆さんに、理解していただく点で非常にいい取組だと思いますが、これをどのように周知して実効性を高めるか、アンケートでも、非常に参考になったというお話もいただいているので、これをもう少し広げていければなと思っています。

●： かつて、別の裁判所で広報を担当していたことがあります。その当時裁判所で作成しているチラシですが、裁判官や別の仕事を担当している事務官が寄り集まって、自分たちでチラシを作り、しかもそれを自分で刷ってお配りをすると、そういった活動をしておりました。恐らく、今もそんなには変わっていないはずなんです。他の委員の方のお話も伺って、やっぱり今日、話題に上っている若者にどう幅広く情報を発信し打ち込んでいくかというときに、手作り感という意味ではいい部分もあるのかもしれないけれども、方法をそろそろ考えるべきときに来ているのかもしれないなと感じました。

●： 大学で教えているのですが、法律についてこういうことを勉強しませんかという広報をしても、あまり反応はよくありません。どうしてかというと、面白くないから。何で面白くないかというと、現行システムの紹介になっており、彼らにとってこれはある種の押しつけになっていて、関与したくない、怖い、といった拒否反応が出てくるからだと思います。また、大学とか裁判所の方とかがやると、法学入門になってしまっているのかな、と思います。

法教育の出発点は、ごみ出しのルールをつくることを例にすると、なぜルールが必要なのか、ルールがなかったらどうなるか、どのようなルールを定めたらいいのか、といったことだと思います。それを考えさせてみて、どういう手立てがいるのかなとか、人員、お金とか、システムをどうやってつくっていったらいいのかを考えることで色々なことに気付いてもらう。それによって、自分たちでいろんなことを

決められるし変えられるんだという意識を持ってもらえるのではないかと思います。

基本的には広島だけで解決できるような問題ではないと思いますが、高校だと総合学習という時間ができたと聞いているので、例えば、少し時間をかけて、今回は裁判官の人、今回は弁護士の人とかというような形で、弁護士会と大学と裁判所と県とで協定なんかを結んで、そういうプログラムを提供することができるのかなと思います。

●： 若い方に周知するのは、本当に大変だなと改めて思いました。

●： 若者に裁判そのものを身近に感じてもらうことの本来の目的は法の意識、公共心、規範意識といったものを養っていくことにあると思います。その現場が裁判所であり、実際に模擬裁判を行い、裁判員裁判の体験をしてもらうことで自分が当事者になる可能性があることを認識し、公共心といったものを養っていく。これからも、裁判所や学校の現場なりが連携して、もっと活動を続けていただけたらと思います。

●： 先ほどチラシを作ることの大変さの話が出ましたが、民間も一緒に、少ない予算の中で、いかにお客様に当社を、当社グループのサービスを知っていただくかというところに日々苦勞しています。

チラシのターゲットを絞るという意味では、参加してほしい方々が何を欲しているのか。今回でいえば、先生に対して法教育に携わってほしい、先生は何に困っているのかというところで、アンケートに何かしらのヒントは隠されていると思います。そして、どういうアプローチをすればいいのか、何ができるのかというのを、もう少し具体的に落とし込んでいく。裁判所の方々は、公平・公正という立場から難しいところはあるかもしれませんが、民間はそういうところでお客様のニーズを

深掘りするというところを、参考にしていただけたらと思います。

また、先ほどお話があったように、若い方が社会に関わっていくという意味では、10代の頃に何を自分が受け止めたかというところが、後々生きてくるんじゃないかと思っています。また、社会のインフラをある程度知っておくというのは重要なことと思っています。そのきっかけにつながる非常に重要なチラシになってくるかと思っていますので、いま一度目を変えてみて考えていただけたらと思います。

以 上